

火入れの許可に関する事務取扱要領について

昭和 60 年 2 月 15 日

甲 予 第 4 号

みだしのこと、森林法の一部改正に伴い、昭和 59 年 7 月 3 日「広島市火入れに関する条例」が制定され、その事務取扱要領が別添 1 のとおり定められたので通知する。

本事務は、火災予防上の観点から消防機関として係わりを持つものであり、別添 2 の「受付経過簿」(略)により指導の徹底を図られたい。

なお、火入れの許可を受けた場合でも、火災予防条例第 57 条第 1 号に基づく届出は省略することはできないので、その旨関係者を指導するよう申し添える。

事 務	処 理 要 領 等
申請書の受理	火入許可申請書(副)を区役所担当課から受理したら受付簿(様式 1)に受付番号・受理年月日・火入れ場所所在地・火入れ者氏名及び火入れ期間を記載するとともに、申請書の備考欄に収受印を押印し受付番号を付す。 フローチャート……(2)
現地調査	区役所担当課と日時等の調整を行い、現地調査を行う。(4 受付簿に調査実施日を記載する。)現地調査は、書類審査を踏まえ概ね次のことについて火災予防上の見地から調査する。 ・ 火入場所の位置と付近の状況(飛火) ・ 火入地の地形、気象特性からみた区画外への延焼拡大危険 ・ 火入地の可燃物等の状況 ・ 防火帯の位置、幅 ・ 火入従事者の数及び消火用器具の種類 等々 フローチャート……(3)
意見	審査・現地調査結果で得られた意見は、様式 2 により区長(区役所担当課)あて回答する。 この時、火入許可申請書を併せて返送する。 ・ 様式 2 の意見は、写しを作成し受付簿の末尾に添付する。 フローチャート……(4)

許可（不許可）	区役所担当課で調整し許可（不許可）が決定される。（火入許可証又は火入不許可通知書が交付される。） この結果は、様式3により消防署へ通知されるので、許可された通知書を受付簿の末尾に添付する。 フローチャート……(5)
火入れの中止通知	火入者又は火入責任者が、火入れの実施を中止する時は、その旨を市長（区役所担当課）に通知することとなっており、消防署へは区役所担当課から直に通知される。
火入れの実施通知	火入れの許可を受けた者は、火入れを実施しようとする日の前日までに、火入れの実施場所及び日時を市長へ通知することとなっており、消防署へは区役所担当課を経由して連絡される。 フローチャート……(7) 火入れの許可を受けた者が火入れを実施しようとする時は、消防機関への当日の気象状況を問い合わせるので、気象状況を把握しておくこと。
中止指導	火入れ中に、火災警報・異常乾燥注意報又は強風注意報が発令されたとき、消防署長は緊急連絡場所に連絡をとり火入れの中止を指導する。（中止指導経過を記載）緊急連絡場所は、受付簿のその他欄へ記載しておく。 この時、併せて区役所担当課へ中止指導させた旨を通知する。 フローチャート……(8)
火入れの完了	火入れの実施者は、火入れを終了した時、区役所担当課へ火入れを完了した旨の通知をすることとしており、消防署へは区役所担当課から通知されることとなる。 （完了年月日を受付簿に記載） フローチャート……(10)

フローチャート及び様式……(略)

（参考） 広島市火入れに関する条例（昭和59年広島市条例第42号）（抜粋） （火入れの中止） 第6条 火入れの許可の期間中であつても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、火入れを実施してはならない。 2 火入れの実施中において、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときその他風勢等によつて他に延焼するおそれがあると認められるときは、直ちに消火しなければならない。
--